

## 第4章

# 税率アップでターゲットになりやすい!? 消費税に係る税務調査の 動向と対応上の留意点

## 【この章のエッセンス】

- 消費税率が10%に上がり、税収に占める消費税の割合が高くなってきたこともあってか、以前に増して消費税の観点からの調査が増えている。
- 多額還付申告法人は必ず問い合わせを受けるだけでなく、調査対象となりやすい。
- 法人税に影響しない消費税固有の取扱いについても、調査で指摘される機会が多くなった。
- 日本に支店を有さないゲームソフト提供業者等で消費税の納税義務があるにもかかわらず申告をしていない業者に対しても、積極的に調査を行っている。

## 消費税還付申告法人に対する厳格な調査

### (1) 当局の動向

消費税の不正還付が問題となっており、当局は消費税の大口還付法人に対しては原則として調査を行った後還付することとしているようである。

この不正還付とはどのようなものかという点、輸出免税制度を利用して、国内取引を輸出取引に仮装して仮払消費税額を過大に還付するケース、ダミーの会社に対して外注費を架空計上し、架空の仮払消費税を計上し、過大な還付金を計上するケースなどがあるようである。

### (2) 調査のポイント

実際の執行の場でも、消費税の大

口還付法人については、申告後必ず何らかの内容の確認調査が行われるようになっており、電話等での内容確認や追加資料要求で終わる場合が多いが、消費税還付の適正性確認を主目的とした実地調査も行われているようである。

業態（輸出免税売上の占める割合が多い等）から毎年消費税還付申告となっている法人に対しても無条件で還付されることはなく、取引実態の確認をしているようである。

このような状況であるから、昨年まで納付ポジションであった法人が突然還付ポジションになった申告書を提出したようなケースでは、不正還付の有無も視野に入れた実地調査が行われる可能性が極めて高くなっているといえよう。

### (3) 調査対応の留意点

100万円を超えるような大口の還付申告の場合には、消費税の観点からの調査（少なくとも電話による聴き取り）があると思っておいたほうがよい。調査に備えて還付申告に至った理由を整理しておく、調査が短期間で終了して、早期の還付処理をもらうことが期待できる。輸出売上が多く毎年多額の還付があるような場合には、調査担当者も理解が早いと思われるが、昨年まではずっと納付ポジションであったが今年の申告は還付になったという場合には、昨年までの違いがわかるような形で資料を添えて説明することが有用と思われる。

## 消費税固有の非違に対する積極的な調査

### (1) 当局の動向

従来、法人税調査に際しては消費税の観点からの調査はほとんど行われず、法人税の非違に連動して消費税も修正する、という調査が多かったように見受けられたのである。しかし、消費税率が高くなったことも